

日本運動器リハビリテーション学会セラピスト研修認定制度規則 2005/11/12
(2008. 5. 24 1部改定)

(目的)

第1条 日本運動器リハビリテーション学会（以下「学会」という）は、運動器疾患のリハビリテーション診療の質的向上を図るために運動器リハビリテーションセラピスト研修認定制度をもうける。

(研修会の実施)

第2条 学会は、本規則第1条の目的を達成するために学会が主催する運動器リハビリテーションセラピスト研修会を実施する。

(研修受講証明)

第3条 学会は、本規則第2条のセラピスト研修会を受講し修了した者に対して、セラピスト研修受講証明書を交付する。

(運動器リハビリテーションセラピスト研修認定資格申請)

第4条 セラピスト研修認定資格の審査の申請には、下記の要件を有することが必要である。

- (1) 学会会員で日本整形外科学会が認定する専門医が所属する医療機関に勤務していること。
- (2) 看護師、はり師・きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師など国家資格又は准看護師の資格を有すること。
- (3) 細則に定めるセラピスト研修認定資格申請の要件を満たしていること。

(認定証)

第5条 審査に合格して登録料を納めたものには、セラピスト研修認定証を交付し、所属する医療機関名及び氏名を学会の研修修了認定者名簿に記載する。

(運動器リハビリテーションセラピスト研修認定資格継続)

第6条 セラピスト認定資格を継続するためには5年に一回の更新を原則とし、その要件は細則に定める。

- 2 この要件を満たさないものはセラピスト研修認定の資格を喪失する。

(補則)

第7条 この規則の改正は、セラピスト研修委員会で審議し、理事会、評議員会および総会の議決を必要とする。

- 2 この規則に定めるものの他、この規則の施行に関して必要な事項は、理事会の議を経て別に細則に定める。

附則

この規則は平成17年11月12日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

日本運動器リハビリテーション学会セラピスト研修認定制度施行細則 2005/11/12

(2006. 2. 7 第4条第2項(2) 一部改定)

(2007. 3. 3 第6条第6項 一部改定)

(目的)

第1条 この細則は、日本運動器リハビリテーション学会セラピスト研修認定規則に基づき、運動器リハビリテーションセラピスト研修認定制度の施行に関し、必要な事項を定める。

(委員会)

第2条 研修認定の資格審査ならびに研修会の認定等は、セラピスト研修委員会が行う。

(審査料等)

第3条 規則第4条に定める審査料は5,000円、規則第5条に定める登録料は5,000円とする。

(資格審査申請の要件等)

第4条 セラピスト研修認定資格審査の申請には、学会が定める資格取得のためのセラピスト研修会への出席ならびに完全受講を要する(修了試験を含む)。

2 申請者は次の各号に掲げる書類に審査料を添えてセラピスト研修委員会に提出する。受理した審査料は理由のいかんにかかわらず返還しない。

- (1) セラピスト研修認定申請書(別紙様式)
- (2) 学会が定める資格取得のためのセラピスト研修会の受講証明書(全国病院理学療法協会が主催した運動療法機能訓練技能講習会の修了証または修講証のコピーを含む)
- (3) 看護師、はり師・きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師などの国家資格又は准看護師の免許証のコピー
- (4) 所属医療機関における実技プログラムの修了証明書(別紙様式)
 - ア) 実技プログラムの内容は別に定める。
 - イ) 実技プログラムの実施期間は3ヶ月以上とする。
 - ウ) 本修了証明書は所属医療機関の管理者が認定し、発行する。

(研修認定資格審査等)

第5条 セラピスト研修委員会は、申請資格を有すると判定した者に対して審査を行い、セラピスト研修修了を認定する。セラピスト研修修了試験は理事長が実施し、詳細は別に定める。

(資格継続の要件等)

第6条 セラピスト研修認定資格継続審査は原則として資格取得後5年ごとに行う。

- 2 継続審査の申請には、学会等が行う資格継続のための研修会の完全受講を要する。
- 3 継続審査を申請する者は資格継続申請書に所定の審査料を添えてセラピスト研修委員会に提出する。受理した審査料は理由のいかんにかかわらず返還しない。
- 4 継続審査は毎年1回行う。
- 5 セラピスト研修委員会が適格と認めた者の資格継続の告示は理事長が理事会の議を経て行う。
- 6 規則第5条の研修修了者名簿に記載された医療機関を退職した場合は、セラピスト

研修認定の資格も喪失する。（この場合、認定証も失効し、研修修了認定者名簿からは名前を削除するものとする。）

（補則）

第7条 この細則の改正は、セラピスト研修委員会で審議し、理事会の議決を必要とする。

附則

1. この細則は平成17年11月12日から施行し、平成18年4月1日から適用する。